

●香川県告示第425号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県青年センター条例（昭和44年香川県条例第25号）第5条第2項の規定に基づき、令和2年12月15日指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年12月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	指定の期間
香川県青年センター	一般社団法人香川県青年団体育成支援協議会 高松市国分寺町国分1009番地	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで